平成２１年（フ）第７８３号
熊本市健軍本町17番39号
債務者　藤田千津子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８４０号
熊本市楠１丁目21番２―28号
債務者　山下　良介
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８５５号
熊本県宇城市三角町三角浦1159番地63
債務者　奥村　浩幸
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９０２号
熊本市国府３丁目５番24―703号
債務者　志岐由理子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４９２号
青森市けやき２丁目７番Ｃ―706号
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
青森市奥野１丁目16番24号　グリーンコーポ楓201号
債務者　福﨑　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
山口市円政寺町５番14号
債務者　藤　　繁夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
山口市円政寺町５番14号
債務者　藤　ひで子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
山口市折本２丁目８番13号
債務者　西坂　君枝
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
山口市穂積町２番１―1002号
債務者　坪井　禧典
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
山口市阿知須4822番地１　ユピキタス二の宮201
債務者　井上　文子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
山口市大内矢田875番地６　メゾンつきわけＡ―101
債務者　小山　真理
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０７号
名古屋市港区正保町７丁目68番地
債務者　西尾恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２２４号
大阪府東大阪市足代新町16―８―303、住民票上の住所大阪府大東市北条１丁目10番41号
債務者　川内　博志
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９０５号
大阪府東大阪市上小阪３丁目５番４―702号
債務者　西村　　武
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９２３号
大阪市西成区山王２丁目15番７―211号
債務者　藪中　孝嘉
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２号
栃木県下野市祇園２丁目28番地４　トレンスコート201号、前住所茨城県結城市大字水海道168番地３
債務者　中山　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係